

議案第58号

和解及び損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和8年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

和解及び損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

次のように物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議決を求める。

1, 117, 417円

（参考） 令和8年2月24日、甲賀市甲南町深川地先の消防団甲南方面隊第1分団第1班車庫駐車場において駐車している一般車両に対し、消防団車両が接触したことにより、相手方の車両に損害を与えたことによる損害賠償金である。

議案第58号 参考資料

和解及び損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

次のように物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議決を求める。

【概要】 令和8年2月24日、甲賀市甲南町深川地先の消防団甲南方面隊第1分団第1班車庫駐車場において駐車している一般車両に対し、消防団車両が接触したことにより、相手方の車両に損害を与えたことによる損害賠償金の額を定めたもの。

【賠償金】 1, 117, 417円

【位置図】



議案第59号

財産の無償貸付けにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

財産の無償貸付けにつき議決を求めることについて

次のように財産を無償で貸付けることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 無償貸付けする物件

区分 土地、建物及び建物の附属物並びに構築物

所在 甲賀市土山町鮎河字モタレ

(土地)

地番	地目	地積
1050番	学校敷地	587 m ²
1052番	学校敷地	541 m ²
1177番5	学校用地	275 m ²
1177番6	学校用地	124 m ²
1179番1	学校用地	50 m ²
1180番1	学校用地	462 m ²
1180番2	学校用地	122 m ²
1181番2	学校敷地	1,003 m ²
1201番	学校敷地	4,290 m ²
1206番	宅地	519.82 m ²
1207番1	宅地	218.18 m ²

(建物)

名称	構造	延床面積
旧校舎	鉄筋コンクリート造	2,226 m ²
屋内運動場	鉄筋コンクリート造	635 m ²
旧教職員住宅	木造	79 m ²
プール附属棟	鉄骨造	35 m ²

(建物の附属物)

建物に附属する倉庫、電気設備、給配水設備及びその他の設備

(構築物)

名 称	構 造	延床面積
プール	コンクリート製プール	275㎡

2 貸付けの相手方 滋賀県甲賀市土山町鮎河1201番地

株式会社NINJA LINKS

代表取締役 樋口 展生

3 無償貸付けの期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

普通財産使用貸借契約書

貸付人 甲賀市（以下「貸付人」という。）と借受人 株式会社NINJA LINKS（以下「借受人」という。）は、次の条項により、貸付人所有の普通財産について使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（使用貸借）

第1条 貸付人は、借受人に対し、その所有に係る下記の建物（以下「本件建物」という。）を無償で使用させることを約し、これを借受人に引渡した。

記

①旧校舎

所 在 滋賀県甲賀市土山町鮎河1201番地
構 造 鉄筋コンクリート造3階建
床 面 積 2,226㎡

②屋内運動場

所 在 滋賀県甲賀市土山町鮎河1201番地
構 造 鉄筋コンクリート造
床 面 積 635㎡

③旧教職員住宅

所 在 滋賀県甲賀市土山町鮎河1206番地
構 造 木造平屋建
床 面 積 79㎡

④プール附属棟

所 在 滋賀県甲賀市土山町鮎河1201番地
構 造 鉄骨造
床 面 積 35㎡

2 貸付人及び借受人は、借受人が、本契約に基づき本件建物を使用するため、本件建物敷地を含む貸付人所有の滋賀県甲賀市土山町鮎河1050番他10筆のうち別紙図面の赤枠で囲まれた土地及びその土地上にある本件建物以外の建物（以下「本件土地等」という。）を無償で付随利用することができることを確認する。

（現状有姿）

第2条 貸付人は、借受人に対し、本件建物及び本件土地等を現状有姿にて使用させるものとする。

（管理責任）

第3条 借受人は、本件建物及び本件土地等の管理責任を負うこととする。

2 本件建物及び本件土地等であっても、借受人の管理下で実施した事業のもとで発生した事故等については、借受人の責任において処理するものとする。

（使用目的等）

第4条 借受人は、本件建物及び本件土地等を、借受人及びその関連会社が運営するドローンのパイロット育成、企業のイノベーションラボ等の旧鮎河小学校の跡地利活用による地域振興を目的に使用するものとし、その使用目的以外に使用してはならない。

（期間）

第5条 貸付期間は、令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年間とする。

2 貸付期間終了後、借受人が引き続き本件建物及び本件土地等の使用を希望する場合は、貸付期間満了日の6ヶ月前までに、貸付人に申し出るものとする。

3 貸付人は、借受人から、貸付期間満了後も引き続き本件建物及び本件土地等の使用を希望する申し出があった場合は、前条に規定する目的を達成するための使用状況の審査を経たうえで、法令、条例、規則等に基づき、借受人に貸付けを継続するよう努めるものとする。

(責任)

第6条 借受人は、善良なる管理を怠り、本件建物又は本件土地等を滅失し、又は損傷した場合は、損害賠償の義務に任じ、これによって生じる費用は貸付人に請求しないものとする。

(修繕)

第7条 本件建物及び本件土地等の日常の使用にかかる保全、修繕に要する経費は、全て借受人の負担とする。

(増改築等)

第8条 借受人は、貸付人の承諾を受けたうえで、本件建物又は本件土地等を修繕し、改修し、増改築し、貸付時点で設置されていた設備、備品、構築物等を取替え又は撤去し、貸付時点で設置されていない設備、備品、構築物等（簡易に取り外しが困難なものを除く）を新たに設置することとする。

2 前項にかかわらず、借受人が、次の各号に定める行為を行う場合は、予め貸付者と協議を行うものとする。

(1) 貸付時点で設置されていない簡易に取り外しが困難な設備、備品、構築物等の新たな設置

(2) 本件建物又はこれ以外の本件土地等に含まれる建物の躯体（基礎、壁、柱、床、梁、屋根等）を含む増改築

(転貸等の禁止)

第9条 借受人は、貸付人の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約により取得した本件建物及び本件土地等の使用权を他人に譲渡し、又は本件建物及び本件土地等を他人に転貸し、若しくは担保の目的に供しないものとする。

(解除)

第10条 貸付人又は借受人は、相手方が次のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 本契約に定める義務を履行していないとき。

- (2) 役員等（貸付人の市長その他職員、借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用している者と認められるとき。
- (8) 破産、会社更生若しくは民事再生の手続きの開始その他債務整理手続きの申し立て、若しくは、解散を会社法その他の法令所権限のある機関で決議したとき、又は、第三者によってかかる申し立てがなされたとき。
- (9) 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申し立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1ヶ月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。

（中途解約）

第11条 借受人は、貸付期間が満了するまでに、次の各号に掲げる理由により本契約の解約を希望する場合、無条件で解約することができるものとする。

- (1) 地震、風水害、その他天災により、復旧困難な施設の破損等により借受

人が実施する事業が継続困難となったとき。

(2) 借受人が第10条第1項第8号に規定する申し立て、若しくは、決議がなされることが明らかであり、事業継続が困難と見込まれるとき。

(3) 借受人が前各号以外の理由により、第4条に規定する目的を達成するための利用が困難であると認められる相当な理由があり、貸付人及び地域住民から同意を得たとき。

(通知等の方法)

第12条 本契約（本契約に関する本契約締結後の合意を含む）に基づく請求、通知、報告、説明、回答、申し出、承認、承諾、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除その他一切の相手方に対する意思表示（以下、これらを「通知等」という。）は、他の方法によることにつき、貸付人と借受人が書面で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、貸付人及び借受人は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

(秘密保持等)

第13条 貸付人と借受人は、相手方の事前の承諾を得た場合を除き、互いに本契約に関して知り得た相手方の秘密を、第三者に漏洩し、本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、相手方の秘密について次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 公知である場合

(2) 開示希望者が独自に開発した情報として書面等の記録で証することができる場合

(3) 裁判所その他官公署によりその権限に基づき開示が命ぜられた場合

(4) 貸付人が甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）に基づき開示を求められて適法に開示する場合。ただし、借受人の業務上の利益や知財権を損なう恐れがある技術情報を除く。

(5) 弁護士、出資者及び協力法人に守秘義務を課して開示する場合

(6) 本契約の目的遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機

関と協議を行う場合

(7) その他法令に基づき開示する場合

- 2 借受人は、本契約の目的を遂行するに際して知り得た、貸付人が貸与するデータ及び資料等に記載された個人情報並びに当該情報から借受人が作成した個人情報（以下本条においてこれらを総称して「個人情報」という。）について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び甲賀市個人情報保護条例（平成16年甲賀市条例16号）を遵守して取扱う責務を負う。
- 3 前項に定めるほか、借受人は、本契約に関する個人情報の保護に関する事項につき、貸付人の指示に従う。
- 4 借受人は、その役員、従業員、代理人又はコンサルタント、出資者、本契約に関連して資金を提供している金融機関及び協力法人に対し、前3項の義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

(返還及び原状回復)

第14条 借受人は、貸付期間が満了した場合にあってはその満了の日までに、中途解約された場合にあってはその中途解約により終了する日までに、本契約が解除された場合にあっては貸付人の指定する期日までに、借受人の費用で、本件建物及び本件土地等を原状に回復し、貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が本件建物及び本件土地等の全部又は一部を現状有姿の状態に返還することを承認した場合は、原状に回復することなく当該部分を返還することができる。

(合意管轄等)

- 第15条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約は日本法に従い解釈されるものとする。
- 2 貸付人及び借受人は、本契約に関する一切の紛争について、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

(協議)

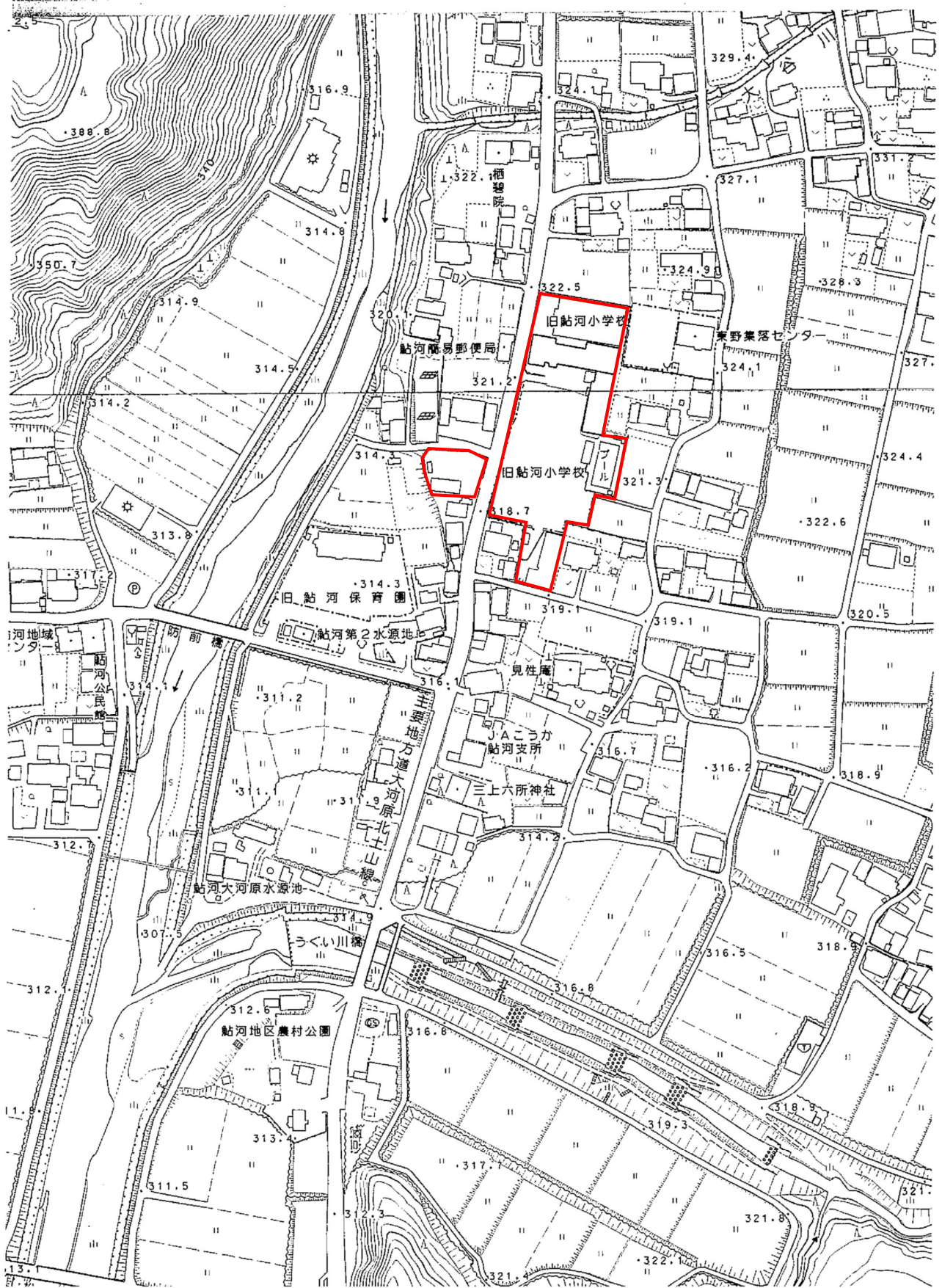
第16条 本契約に関して疑義があるときは、両者協議のうえ定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市長 岩永 裕貴 ⑩

借受人 滋賀県甲賀市土山町鮎河1201番地
株式会社NINJA LINKSS
代表取締役 樋口 展生 ⑩



議案第60号

市道路線の廃止につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年6月5日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

市道路線の廃止につき議決を求めることについて

次のとおり市道路線を廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議決を求める。

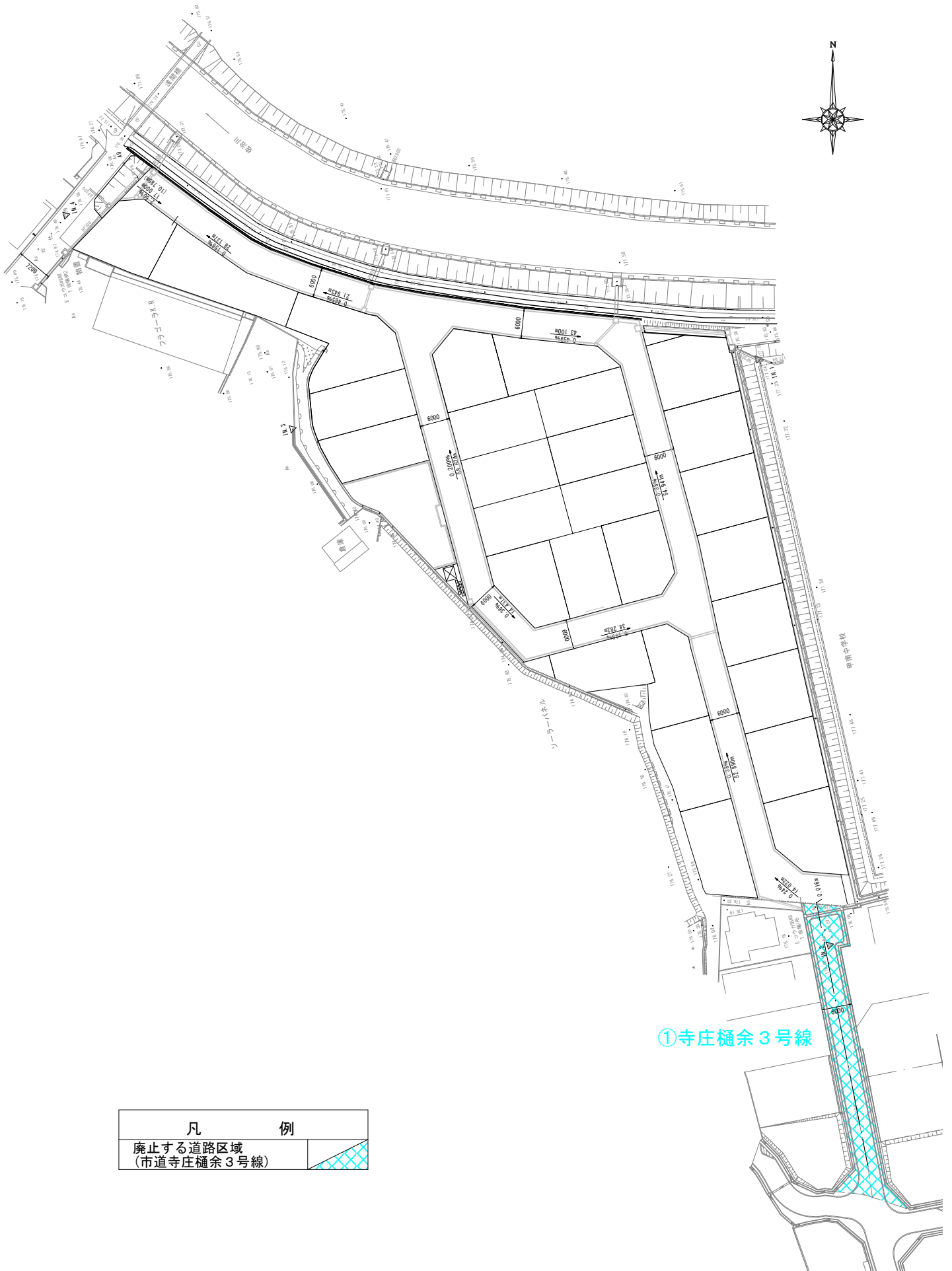
整理 番号	路線番号	路線名	起 点
			終 点
1	40891	寺庄樋余3号線	甲南町寺庄字樋余地先
			甲南町寺庄字樋余地先
2	13225	高塚5号線	水口町高塚地先
			水口町高塚地先

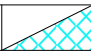
市道路線の廃止 位置図



縮尺 S=1/10,000

市道路線の廃止 平面図



凡 例	
廃止する道路区域 (市道寺庄樋余3号線)	

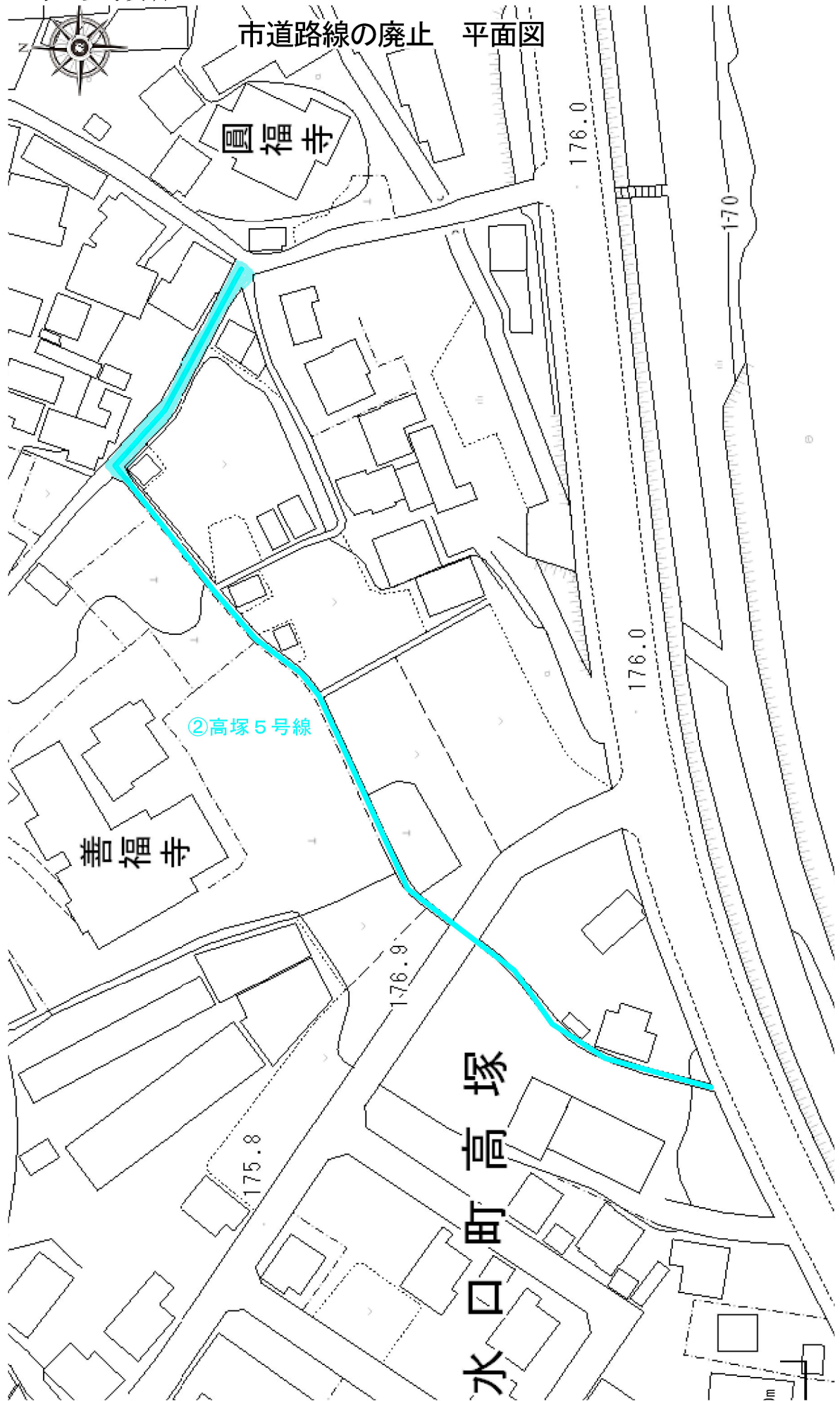
①寺庄樋余3号線

縮尺 S=1/1,000

市道路線の廃止 位置図



縮尺 S=1/10,000



市道路線の廃止 平面図

②高塚5号線

圓福寺

鞠福寺

塚高町水口

縮尺 S=1/1,000

議案第61号

市道路線の認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年6月5日

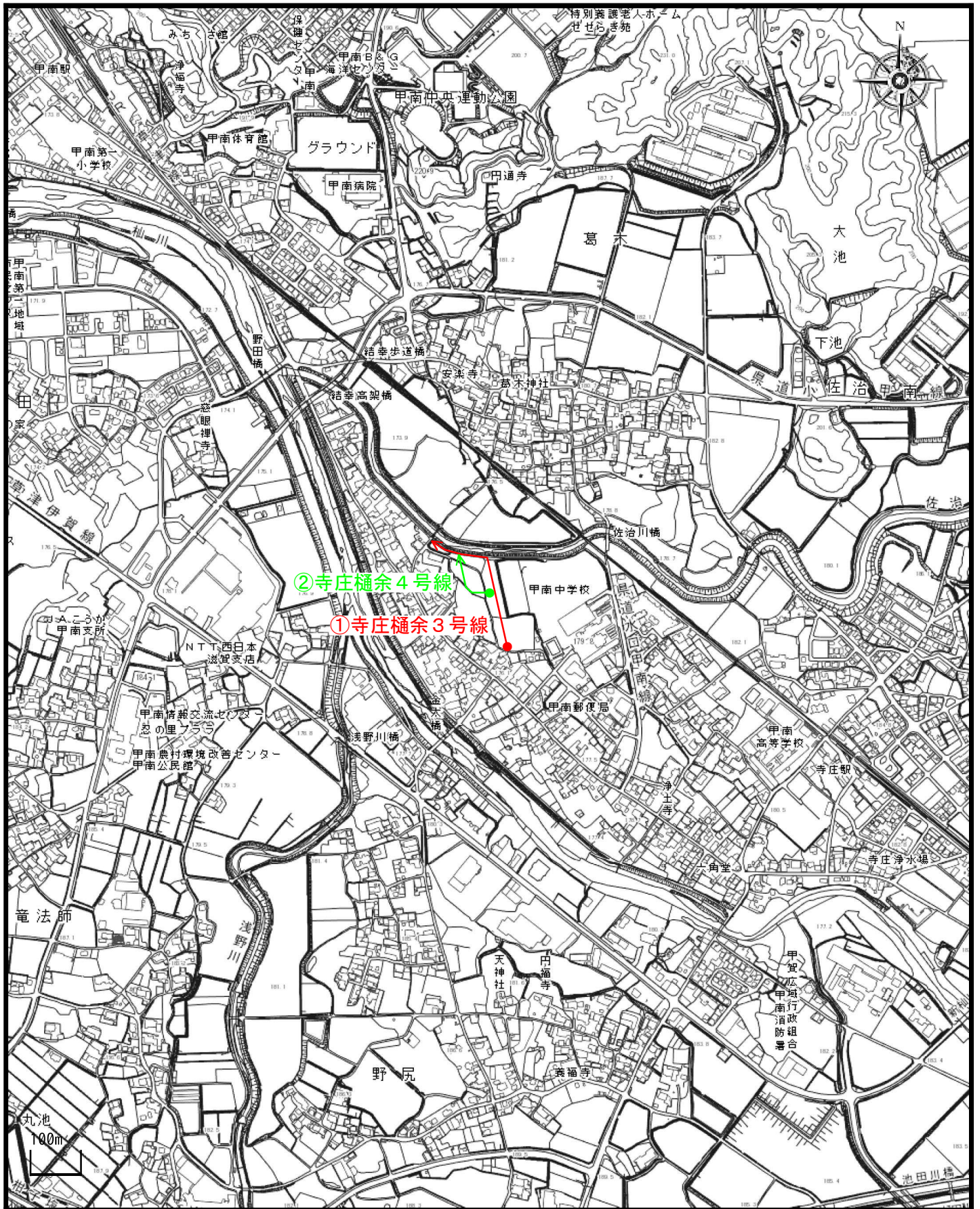
甲賀市長 岩 永 裕 貴

市道路線の認定につき議決を求めることについて

次のとおり市道路線を認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議決を求める。

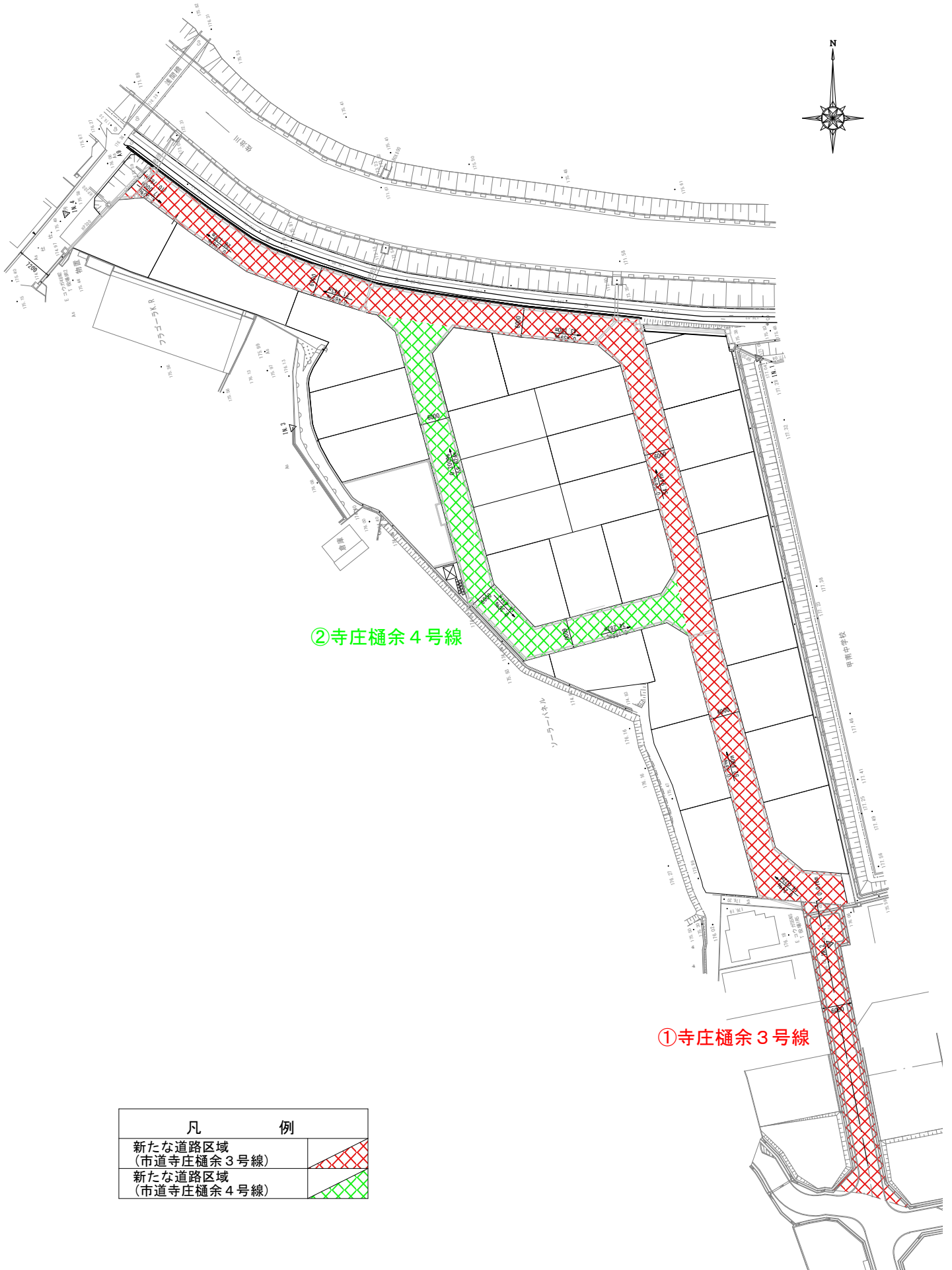
整理 番号	路線番号	路線名	起 点
			終 点
1	40891	寺庄樋余3号線	甲南町寺庄字樋余地先
			甲南町寺庄字樋余地先
2	40902	寺庄樋余4号線	甲南町寺庄字樋余地先
			甲南町寺庄字樋余地先
3	13225	高塚5号線	水口町高塚地先
			水口町高塚地先

市道路線の認定 位置図



縮尺 S=1/10,000

市道路線の認定 平面図



②寺庄樋余4号線

①寺庄樋余3号線

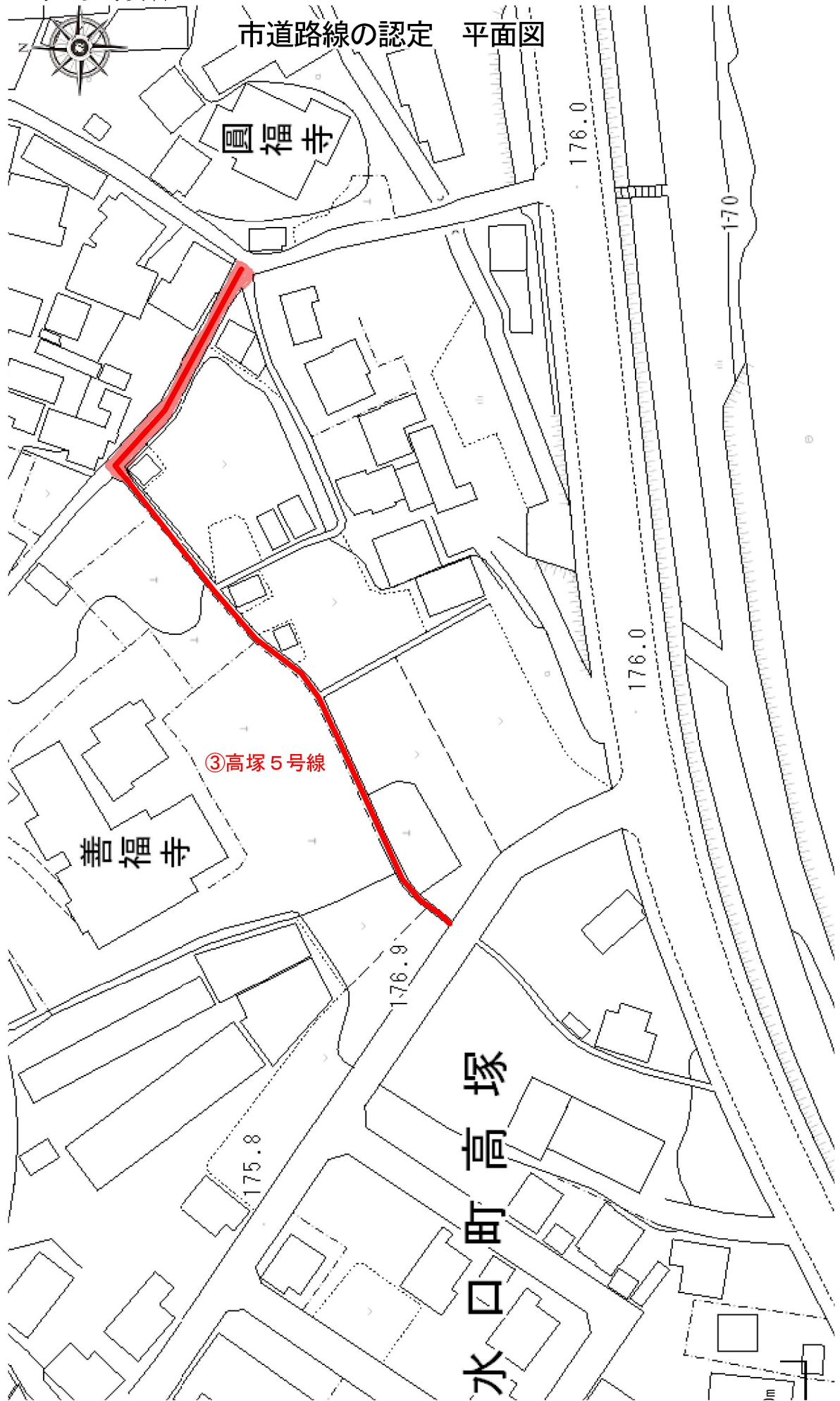
凡 例	
新たな道路区域 (市道寺庄樋余3号線)	
新たな道路区域 (市道寺庄樋余4号線)	

縮尺 S=1/1,000

市道路線の認定 位置図



縮尺 S=1/10,000



縮尺 S=1/1,000